

会 議 録

1 会議名

令和4年度第2回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題等（公開・非公開の別）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）（公開）
- (2) 特定個人情報保護評価について（諮問及び報告）（公開）
- (3) 個人情報保護条例の改正について（公開）
- (4) 特定個人情報保護評価書の第三者点検の見直しについて（公開）
- (5) その他（公開）

3 開催日時

令和4年9月12日（月）午前10時から11時30分まで

4 開催場所

上越市役所木田第一庁舎 4階 401会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：大森康正（会長）、井澤ますみ（副会長）、高橋芳夫、藤本孝昭、原野聖子、
浦壁澄子、田内洋二、伊豆上智子、岩井文弘
- ・ 事務局：総務管理課 小池総務管理部参事、篠宮副課長、冨田係長、三輪係長、木村
主任、植木主任
広報対話課 北川係長、井部主事
道路課 長谷川係長

用地管財課 竹内係長、川瀬主任

浦川原区総合事務所 佐藤班長、宮下主任

市民課 齋藤係長、小山係長、渡邊係長

建築住宅課 石黒主任

自治・地域振興課 横山係長

国保年金課 松井係長、渡邊係長

8 発言の内容

(1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）（公開）

【大森会長】

諮問案件の「1 市公式LINEアカウントを利用した連絡業務及び通報業務に関する業務」について事務局に説明を求める。

【総務管理課 富田係長】

資料4ページから14ページまでの諮問案件「1 市公式LINEアカウントを利用した連絡業務及び通報業務に関する業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったため、諮問どおり答申することで出席した委員全員の了承を得る。続いて、「2 ふるさと上越応援寄附金事業」と関連のある特定個人情報保護評価書の報告事項「2 寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務」について事務局の説明を求める。

【総務管理課 富田係長】

資料16ページから17ページまでの諮問案件「2 ふるさと上越応援寄附金事業」について、資料に沿って説明

【総務管理課 木村主任】

資料59ページから63ページまでの特定個人情報保護評価書の報告案件「2 寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったため、諮問及び報告のとおり答申することで出席した委員全員の了承を得る。続いて、「3 インクルーシブ学校スキー授業の実証に関する業務」について事務局の説明を求める。

【総務管理課 植木主任】

資料 18 ページから 24 ページまでの諮問案件「3 インクルーシブ学校スキー授業の実証に関する業務」について、資料に沿って説明

【井澤副会長】

実証授業を実施するのは、義務教育学校のみか。昨年度、障害が理由でスキー授業に参加できなかった児童・生徒は把握しているか。

【浦川原区総合事務所 宮下主任】

今年度は小学校 2 校での実施を予定している。今後、事業を進めていくなかで、対象を拡大していくことも考えられる。昨年度の状況について調査をした結果、4 名が参加できなかった。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで出席した委員全員の了承を得る。続いて、「4 住民基本台帳業務」について事務局の説明を求める。

【総務管理課 植木主任】

資料 26 ページから 27 ページまでの諮問案件「4 住民基本台帳業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

おくやみ情報の提供についてだが、今回追加する報道機関の中にすでに掲載している報道機関があるように思うが、現在掲載している情報は、市からは情報提供していないということによいか。

【市民課 小山係長】

認識のとおりである。葬祭事業者から情報提供により掲載していると思われる。

【浦壁委員】

「希望する」を削除する意図はなにか。

【市民課 小山係長】

実態として、窓口では、報道機関ごとに掲載の承諾は得ておらず、すべての報道機関に載せる旨の承諾をいただいている状況にあることから、誤解を生まないように「希望する」を削除するという意図である。

【大森会長】

親族の方に掲載の可否を確認するのは継続という理解によいか。

【小山係長】

よい。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで出席した委員全員の了承を得る。続いて、「5 住民基本台帳業務」について事務局の説明を求める。

【総務管理課 植木主任】

資料 28 ページから 30 ページまでの諮問案件「5 住民基本台帳業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり了承することで出席した委員全員の了承を得る。続いて、「6 補助金等の支給業務」について事務局の説明を求める。

【総務管理課 富田係長】

資料 32 ページから 35 ページまでの諮問案件「6 補助金等の支給業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり了承することで出席した委員全員の了承を得る。続いて、「7 後期高齢者健康診査、特定健康診査及び特定保健指導に関する業務における情報連携業務」について事務局の説明を求める。

【総務管理課 富田係長】

資料 36 ページから 39 ページまでの諮問案件「7 後期高齢者健康診査、特定健康診査及び特定保健指導に関する業務における情報連携業務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり了承することで出席した委員全員の了承を得る。

(2) 特定個人情報保護評価について（諮問）（公開）

【大森会長】

諮問案件の「1 上越市市税、国民健康保険税及び使用料の徴収並びに滞納整理に関する事務」について事務局の説明を求める。

【総務管理課 木村主任】

資料 43 ページから 58 ページまでの「上越市市税、国民健康保険税及び使用料の徴

収並びに滞納整理に関する事務」について、資料に沿って説明

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり了承することで出席した委員全員の了承を得る。

(3) 個人情報保護条例の改正について（公開）

【大森会長】

個人情報保護条例の改正について、事務局に説明を求める。

【総務管理課 植木主任】

資料に沿って説明

【原野委員】

2つ質問したい。1つ目、閲覧について、非開示情報があった場合は、原本を見せていないと思われる。その際に、コピーしているのであれば、その負担を求めなくてよいか。

2つ目、条例案第4条に規定している審議会への諮問事項について、条例案の限定列挙にすると、これ以外の事項については諮問できなくなってしまうため、例示列挙にし、諮問する内容に余地を残す規定としなくてよいか。

【総務管理課 篠宮副課長】

まず2つ目の質問に回答する。ご指摘のとおり、条例案の第4条において、諮問できる事項を3つに限定している。この趣旨は、国のガイドライン等で審議会への諮問する内容については、できる限り限定すべきとなされている。また、今回の個人情報保護法の改正については、個人情報の保護と合わせて、データ利活用の促進という面があり、審議会への諮問もこれまでのような案件を諮問することができない。基本的なルールは法律により定められているため、法律に則って運用していくことになるが、地域の実情等に応じて、より細かい運用上のルールを決めなければならない場合には、審議会に諮問する場合が考えられることから、その内容を条例案の第4条第3号に規定しているものである。

続いて、1つ目の質問に回答する。ご指摘のとおり、マスキングする場合は、原本を加工できないため、コピーをしてからマスキング処理し、再度コピーをしているため、厳密に言えば1枚のコピーではない。写しの交付の場合は、請求者の交付する分について、費用負担を求めている。閲覧の場合は、相手に交付するものがなく、閲覧

に供したものを決裁として残しているため、請求者に負担を求めている。

【原野委員】

上越市の財政的にも閲覧に対しても費用負担を求めていなくてよいか。

【総務管理課 篠宮副課長】

自己情報の開示請求については、自分の情報を知りたいという自己情報のコントロール権であるため、法律の改正に伴って値上げというところまでは踏み切らなかった。他市においても閲覧は無料であることも勘案し、現在と同じ金額の設定とした。

【原野委員】

市役所職員も忙しいと思う。私としては、発生する事務作業に対して無償だと思わせてはいけないのではないかと考えている。マスキングやコピーの手間がかかっているので、引っかかる点はあるが、条例案の趣旨については承知した。法律では、開示請求の閲覧の費用について規定はないか。

【総務管理課 篠宮副課長】

法律には規定がないため、各市町村で定めることになる。

【大森会長】

事務処理の過程で発生する経費の問題については、興味深い話だと思う。この制度に限った話ではなく、全庁的なものとしても考えられる。見直すタイミングがあれば、その時に整理するという話でもよいかと思う。確認だが、手数料は条例で定めなければならないのか。

【総務管理課 篠宮副課長】

手数料と位置付けた場合には、地方自治法に定める条例事項に該当する。これまでは実費であったため、規則で規定していたものが格上げとなるものである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかった。本日はここで答申はしないが、次回の審議会までに検討を進めていただければと思う。

(4) 特定個人情報保護評価書の第三者点検の見直しについて

【大森会長】

特定個人情報保護評価書の第三者点検の見直しについて、事務局に説明を求める。

【総務管理課 木村主任】

資料に沿って説明

【大森会長】

見直し後の運用はいつから開始となるか。

【総務管理課 木村主任】

令和5年度からの運用開始となる。

【大森会長】

個人情報取扱業務の方でも、年数回諮問漏れという状態にある。自主的にセルフチェックをしていくことでもよいと思うが、長い間運用していくと漏れといったことが起こり得ると考えている。しっかり点検できる体制を作っていただきたい。

(5) その他（公開）

【大森会長】

委員又は事務局から連絡事項等はあるか。

【総務管理課 篠宮副課長】

現在の委員の任期は、令和4年9月30日までとなっている。臨時会を開くことがなければ本日の会議がこの委員で集まる最後の会議である。退任される藤本委員、岩井委員からひと言いただきたい。

【藤本委員】

あっという間の2年間でしたが、個人の権利に関わるとても重要な会議であることを改めて認識した。たくさんの学びもあり、私自身のためにもなる審議会だった。今後も、この審議会が市民にとって有益な審議会であることを心から祈念し、退任の挨拶とさせていただく。ありがとうございました。

【岩井委員】

6月と9月の2回の審議会に参加させていただいた。短い間でしたが、現在の個人情報に関する状況について、多少なりとも理解できたと思っている。ありがとうございました。

【大森会長】

お二人ともありがとうございました。今後も市民の立場からご意見をいただければと思う。以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。